

○向山地内の太陽光発電施設。

向山地内で“無届開発”された土地は、転売で買受けた企業が市に開発協議を行い太陽光発電施設の建設を進めていましたがこのほど完成したとの連絡がありました。心配された出水対策は市土木課の指導により、3つの調整地の他、出入り口となる市道にU字溝と横断側溝を設けるなど対策が講じられました。路面も砂利敷きされて綺麗になりました。

○「産廃問題」で八名区長会が愛知県庁を訪問しました。

八名区長会は、タナカ興業の操業開始後、悪臭の発散を受けて愛知県環境部に改めて住民説明を求めていましたが、現地説明会は開催条件が折り合わず延び延びになっていました。区長会としては先ず県に状況確認を求めることが大切と考えて、11月11日に県庁を訪問しました。峰野県議の紹介により、環境部資源循環課の他、建設部下水道課、企業庁企業誘致課とも話し合いを持ちましたのでご報告します。

建設部下水道課には下水汚泥排出者として、流域処理を進める、処理適地を設ける、優良業者を選ぶ、堆肥化施設の業務実態を把握して指導する等の申入れを行いました。タナカ興業への下水汚泥の出荷は平成27年1月に現場を確認した際に、製品が大量に堆積しており、それ以降は搬出していないとのことでした。

また、タナカ興業の新城の事業所は現時点で1年以上稼働している実績がなく、来年度契約者の条件を満たしていないため、来年度も愛知県流域下水道の汚泥の搬出はないとのことでした。

環境部資源循環推進課には、悪臭が発散して困っている実情を訴えて、対策を要望しました。県は頻繁に立入り検査をしているとのことですが、許可内容に応じた個別具体的な指導内容については「行政不服審査」中であり技術的な話しはできないと“持ち越し”になりました。また、市環境部に悪臭の苦情があった日に県は現場に行っていないことも明らかになりました。市と県の情報共有を望みたいと思います。

企業庁の担当者は平成26年度と変わっておらず、第5回新城南部企業団地産廃対策委員会(H26.11.27)における議論を繰り返す形になりましたが、「誘致対象は製造業と物流業」という言葉には法令上の裏付けがなかったと再度指摘されました。南部企業団地への企業誘致は雇用環境が課題とのこと、住環境や通勤インフラの整備等の“雇用対策”が欠かせないことが改めて分かりました。

悪臭被害を放置されないため、南部企業団地に誘致対象外業種が進出したという“事件”を風化させないために、また、“第二の進出”を防ぐためも継続して県庁を訪問することが必要だと考えます。会議の概要は【別記 会議概要1～3】をご覧ください。

【別記 会議概要 1】 <敬語表現を省略した。>

【建設部下水道課との会議】(平成 28 年 11 月 11 日(金) 10:30~11:45)

対応者：下水道課長，同課主幹(管理)，同課長補佐，同課施設管理グループ 主査

愛知県訪問者：中西区長会長(一ヶ田区長)，中村副会長(富岡代表区長)，森下黒田区長，
加藤八名井区長，小林一ヶ田副区長



県)最初に愛知県の下水道についてパンフレットを使用して説明させてほしい。公共下水道の整備は市町の仕事であり、名古屋市や蒲郡市・田原市など市町で処理場を持っているものを「単独公共下水道」という。処理場を持たずに流域下水道につながるものを流域関連公共下水道といい複数の市を跨ぐ「流域下水道」は県が整備している。名古屋市を除く愛知県の汚水処理人口普及率は 84.5%と全国平均(89.9%)より低い、普及率の向上を目指して全県域汚水適正処理構想の見直しを行った。

流域下水道は現在 11 ある。①矢作川，②境川，③衣浦西部，④衣浦東部，⑤豊川，⑥五条川左岸・⑧同右岸，⑦日光川上流域・⑩同下流域，⑨新川東部・⑪同西部

全体から出る汚泥(脱水ケーキ換算)は 19.2 万t，うち肥料原料は 1.8 万 t(9.6%)，処理はリスクを分散するため県内外 15~16 社に出している。

汚泥の処理は，①と③と⑤と⑥は焼却炉で処理している。④は汚泥を炭化燃料化して火力発電所で利用している。②は多くを④に運び炭化燃料化し，残りは脱水ケーキで有効利用している。処理場建設には反対運動もあり遅れることもあった。焼却炉は保守のため停止することがありそのときは汚泥を他の処理場で焼却処理したり，脱水ケーキで有効利用先に搬出している。⑦~⑪は整備途上であるが土地は確保している。

区長会長から，住民の悪臭記録，近隣企業である(株)動研・大森木材(株)の実情等，悪臭の発散に関する現状を説明して環境副大臣あて要望書，環境大臣あて要望書の写しを提出した。

区)下水道の普及率の向上により下水汚泥も増えるか。

区)堆肥化率は現在の 9.6%を将来的に何%にしてゆくのか。

区)流域処理を考えているか。

区)H26.12 県議会で環境部長は「産業廃棄物処理施設の用地の確保は，排出事業者或

は排出事業者から委託を受けた産業廃棄物処分業者の責任で行われるべきもの」と答弁しているが、県(建設部下水道課)は排出者として用地の確保を考えているか。

県)将来的に汚泥は増える。汚泥の肥料化も有効利用の一つとして考えている。汚泥の発生量に対応して焼却炉の整備を考えており、流域下水道の処理場ではこの分の用地を確保している。

区)農林省が下水汚泥の堆肥化の研究をしたがリスクが多く断念したと聞く、肥料原料として出せるという自信はあるのか、原料を出した先の品質についてどのように考えているか、出した先の工場をどのようにチェックしているか、

県)肥料取締法では下水汚泥を原料とする肥料の規格が定められており、流域下水道から発生する汚泥は、定期的に(汚泥の)検査を行い、原料として問題ないことを確認している。搬出先の施設には愛知県の条例に基づき、年1回の現地確認をしている。

区)東細谷に新城に進出した業者の工場があるが、状況を知っているか。

県)平成27年1月に現場を確認した際に、製品が大量に堆積しており、それ以降は搬出してない。

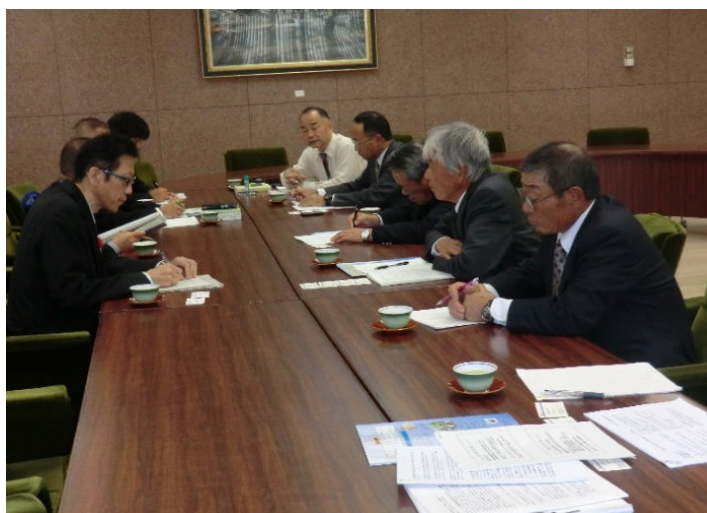
区)優良企業を選別して欲しい。タナカ興業は地元への誠意が見られない。

(以上)

【別記 会議概要 2】 <敬語表現を省略した。>

【環境部資源循環推進課との会議】 (平成28年11月11日(金)13:0~14:30)

対応者:資源循環推進課長,同課主幹(広域処分・産業廃棄物),同課長補佐,同課主任



区長会長から、住民の悪臭記録、近隣企業である(株)動研・大森木材(株)の実情等、悪臭の発散に関する現状を説明して環境副大臣あて要望書、環境大臣あて要望書の写しを提出した。加えて新城設楽振興事務所環境保全課が「臭いがどこから出ているか証明できますか。」と発言したことについて現状認識がおかしいのではないかと抗議を行った。

区)新城市長が「近隣企業に迷惑をかけている。」と認識していると発言しているが、これについて県環境部はどう思うか。

環)市長権限における発言に対して、県はコメントする立場にない。

区)先に提示している「質問」について答えられるのはどの項目か。地元での住民説明の見通しは。

環)質問で提示した悪臭発生日は、県が立入調査した日付とはほとんど合わないので答えられない。最近2ヵ月ぐらいの臭気の発生に関しては、構造的な問題より運用の問題だと考えている。他の項目は技術的な問題であり行政不服審査中であるため、上級官庁の判断待ちである。

区)臭いは建屋のどこから発散しているのか。運用の問題とは具体的にどこか。

環)申請では建屋間の移動の際は、高速シャッターを使用することとなっている。新城設楽振興事務所環境保全課が10月20日及び10月25日に立入検査をしたところ、)ボード工事を行う工業者がシャッターを開け放していたので閉めて作業を行うよう指導した。

区)市は「作業員が出入りする際に臭いが発散した。」と報告している。「出入り」と「開け放し」は別物、事実認識の違いは信用問題であり、仮に市が言い換えたとすればトラブルの種になる。市や新城設楽振興事務所との情報共有はどうなっているか。

(※後日、確認したところでは、「県と市が合同で立入調査を行っている訳でなく、また、県が立入した日はいつも開けたまま作業した訳ではないので、説明が一致しないことも考えられる。」とのこと。)

区)タナカ興業は、新設建屋(二次発酵槽)に脱臭装置を増設すること、理由は高温高湿への対応とされているが、これについて内容を把握しているのか、指導はされたのか。

環)増設する話しは伝え聞いているが、詳細は把握していないし、事業活動情報は答えられない。脱臭装置の増設は完了後10日以内に所管の事務所に届ければ良いことになっている。

区)産廃は権限者が動かないとダメ。別件の不法投棄では警察が動いて行政指導が出た。住民が産廃業者と交渉するには弁護士を入れて話しを進めるしかない。その前に指導監督するのは行政、タナカ興業に対しては何らかの対応策が必要。臭いを防ぐために建物を二重にしたらどうか。

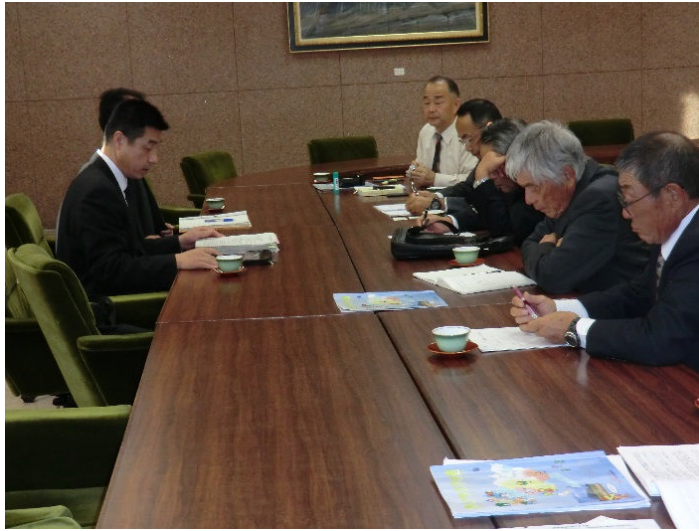
区)夜に臭うのはなぜか。消臭剤の使用は適切なものか。タナカ興業は情報公開をしない。県は何をしているのか。

環)(本庁から数回)事務所は抜き打ちで立入調査を行っている。事業者は、概ね指導に従っており、改善対策を講じる姿勢はある。(以上)

【別記 会議概要3】 <敬語表現を省略した。>

【企業庁企業誘致課との会議】（平成 28 年 11 月 11 日(金) 15:30～16:20)

対応者:企業誘致担当課長, 同課主任副課長



区長会長から、住民の悪臭記録、(株)動研・大森木材(株)の実情等、悪臭の発散に関する現状を説明して環境副大臣あて要望書、環境大臣あて要望書の写しを提出した。

区) この(悪臭被害の)話を聞いてどう思うか。

区) 企業団地の土地をタナカ興業が落札したことが発端で、当時の区長が非難された。

企) (ケンメイ倒産に起因しており、売り主として) 申し訳なく思う。結果的に残念だ。

区) ケンメイが進出した当時、建設業界では同社が製作するような鋼管の時代は過ぎていた。ケンメイの工場の電気工事を行った地元業者は「とても古い機械が少数しか無かった。動けば良い。」と言われたと証言している。企業庁と市はケンメイの将来性を見誤った。

区) ケンメイの操業確認について確認したという報告文書が出てこなかった。

区) 「買戻特約」について、裁判所の照会に短期間に行使しないと回答したことも未だに疑問に思う。

区) H24.6.20 付けで新城市長が「進出には賛同できない。」とする文書を送った事実を知ったのは H25.5.17 の市との打合せの席上だとのこと、現在の市との情報共有はどうか。

企) 当時、ケンメイはある事業者の事業を引き継ぐという話しだった。「買戻特約」は操業確認後に抹消できる。しかしケンメイは抹消請求をしなかった。従ってケンメイの計画倒産は考えにくい。

区) 南部企業団地は製造業と物流業としている。下水汚泥の堆肥化は原料を購入するのでなく処分料を貰っていることからサービス業(*)であり目的外業種である。
(*日本標準産業分類において産業廃棄物処理業はサービス業に分類されている。)

区) このような事業者は利益を得たいので不適切な行為と指導はたちごっこになり、地元は迷惑を被る。(タナカ興業が落札したことについて) 地元がミスしたことはあったのか。

企) 南部企業団地は「特別用途地区建築条例」で縛りをかけていなかった。結果的に網を掛けられなかった。今も都市計画との関係で難しいと聞いている。

区) 下水道課にも話したが、下水道汚泥の処理は適地に処分場を造るべきではないか。

企) 企業庁は開発要請に基づき事業を行う実施部門なので政策的なことを発案することは無い。これまでに廃棄物処分場不足が問題になったとき、企業団地(衣浦港3号地)を環境部からの要請で環境部に売ったことはある。しかし、産廃は地元市町村の同意等難しい問題がある。

区) タナカ興業の存在が誘致活動に影響を与えているか、未だに空き地がある理由は何か。

企) 企業との話しの中でタナカ興業の件が支障になったことは無い。新東名が開通して交通アクセスは向上したが、雇用環境が課題と聞いている。

(以上)